

事 務 連 絡  
平成14年3月28日

各都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課

### 運営基準等に係るQ & Aについて

運営基準等に係る質問のうち、都道府県から照会の多いものについて、関係各課との調整の上、別添のとおりQ & Aを作成しましたので送付します。

各位におかれましては、内容御了知の上、市町村、事業者等への周知をお願いいたします。

なお、本Q & Aについては、平成13年5月28日及び平成13年9月28日開催の全国介護保険担当課長会議で「(案)」をお示ししているところですが、その後いただいたご質問も踏まえ、一部Q & Aを追加しておりますのでご留意願います。

<追加したQ & A >

の3

## 常勤換算方法により算定される従業員の休暇等の取扱い

### 【常勤換算方法により算定される従業員の休暇等の取扱い】

常勤換算方法により算定される従業員が出張したり、また、休暇を取った場合に、その出張や休暇に係る時間は勤務時間としてカウントするのか。

(答)

「常勤換算方法」とは、非常勤の従業員について「事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業員の員数に換算する方法」(居宅サービス運営基準第2条第8号等)であり、また、「勤務延時間数」とは、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間(又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。))として明確に位置付けられている時間の合計数」である(居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-2)等)。以上から、非常勤の従業員の休暇や出張(以下「休暇等」という。)の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めない。

なお、常勤の従業員(事業所において居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(3)における勤務体制を定められている者をいう。)の休暇等の期間については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業員として勤務したものと取り扱うものとする。

(参考) 居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(3) 「常勤」  
当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。(以下略)

## 旧病室における居宅サービス費の算定

### 【旧病室における居宅サービス費の算定】

病院の建物について、一旦病院の廃止届出(医療法によるもの。)を行った後、改めて診療所としての開設届出を行い、廃止前の病院の病室(以下「旧病室」という。)部分を民間事業者に売却したものがあ

合において、当該民間事業者が当該旧病室部分をマンションと称してそのまま利用し、高齢者を旧病室等に入所させ、当該建物内の診療所や近接した訪問介護・訪問看護事業所から入所者に対して居宅サービスを提供することを予定しているが、このような居住形態については、医療施設の一部と考えられ、居宅サービス費の算定はできないと考えるがいかがか。

(答)

お尋ねの事例のように、病院の病室であった部分に、改築などを行わずにそのまま高齢者を居住させ、一体的、継続的にサービス提供が行われている場合については、医療法上の病院として一定の基準を満たす必要性の有無が十分に検討されるべきものとする。

なお、介護保険法上の居宅サービス費の取扱いにおいて、医療法上の病院・診療所の病室・病床に当たるか否かにかかわらず、お尋ねの事例のような居住空間は、「居宅」の範疇に含まれず、また、介護保険法第7条第6項の厚生労働省令に規定する居宅サービス費を算定できる「施設」の中にも含まれないことから、貴見のとおり。

#### 訪問介護

##### 1【外出介助時の交通費】

指定訪問介護事業者がバス等の交通機関を利用して通院等の外出介助を行った際の、交通機関の料金については、利用者本人が負担すべきと考えるが如何。

(答)

道路運送法等に抵触しない形で、指定訪問介護事業者が自らの車両を利用する形態や、外部の事業者から車両や運転手をチャーター（いわゆる社用車の形態）するなどの形態で外出介助を行う場合は別として、一般に、外部のバス等の交通機関の利用に係る料金（専ら訪問介護員に係る料金として特定されるものを除く。）については、外出をする利用者と当該交通機関との間で支払いが行われるべきものであり、指定訪問介護事業所が肩代わりすることは、居宅サービス運営基準第20条の観点から、不相当と考える。また、チャーターによる場合にあっては、指定訪問介護事業者から外部の事業者を支払われるチャーター代について、個別の外出介助時の費用を、通常の料金と同様の算定方法（例えば、チャーター代が移送料金の積算になっている等）によって支払うなど、事実上、料金を指定訪問介護事業者が肩代わりしてい

のと同様な形態については、同様である。

## 2【指定訪問介護事業者が行う理美容サービス】

指定訪問介護事業者が訪問介護を行う際に理美容サービスを提供した場合、その時間を含めて介護報酬を算定してよいか。

(答)

「訪問介護」とは、居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話（介護保険法第7条第6項）であって、理美容及びそれに伴う準備行為等の一連の行為については、訪問介護サービスに該当せず、したがって介護報酬の算定対象ともならない。理美容サービスについては、短期入所サービス及び施設サービスにおいては、滞在期間中に必要となることも想定されるため、これらのサービスの一環として、事業所・施設がサービスの内容及び費用について利用者等から同意を得て理美容を提供した場合、実費相当額を「日常生活に要する費用」として利用者等から支払いを受けることができる。訪問系サービスや通所系サービスにおいては、当該サービスの提供時間中に理美容が必要となることは考えにくく、これらの事業所が理美容サービスを行う場合は、これらのサービスと明確に区分を行い、介護保険とは別のサービスとして行うこととなる。

また、居宅で外出困難な高齢者について、理美容サービスの必要がある場合は、介護予防・生活支援事業の訪問理美容サービス事業を積極的に活用して対応されたい。

## 3【特段の専門的配慮をもって行う調理】

「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日老計第10号)別紙1-1-3においては、「特段の専門的配慮をもって行う調理」に該当するものとして、「嚥下困難者のための流動食」が例示されているが、それ以外にはどのようなものがあるか。

(答)

「厚生大臣が定める者等を定める件」(平成12年2月10日厚生省告示第23号)の六にいう「厚生大臣が定める特別食」を参照されたい。

なお、調理に当たっては、利用者の心身の状況や生活状況等を勘案した上で、熱量、蛋白質量、脂質量等の食事内容について配慮を行うものであり、例えば、医師の具体的な指示に基づく管理栄養士の居宅療養管理指導に沿っ

た調理を行うなど、居宅療養管理指導事業所等との連携が重要であることに留意されたい。

#### 痴呆対応型共同生活介護

##### 【グループホームの管理者及び計画作成担当者について】

「痴呆性高齢者グループホームの適正な普及について」(平成13年3月12日老計発第13号計画課長通知)において、グループホームの管理者及び計画作成担当者は、都道府県等の実施する痴呆介護実務者研修(基礎課程)を受講することとされているが、平成13年度より開始された同課程を必ず受講しなければならないという趣旨が。

(答)

1. ご質問の義務づけは、グループホームの管理者又は計画作成担当者としての知見を備えるためには、都道府県等において責任を持って実施している研修である痴呆介護実務者研修(以下「実務者研修」という。)の基礎課程を最低限受講していることが必要であるという趣旨であり、「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」(平成12年10月25日老計第43号。)において示した標準的なカリキュラムと同等かそれ以上であると都道府県等が認定した上で責任を持って事業を委託している場合でない限りは、他団体等の実施する痴呆介護に関連する研修を代替として認めることはできない。

\* 実務者研修専門課程の受講資格においては基礎課程の修了者又は「それに相当する知識技能を有する者」としていることから、その者も基礎課程を修了したとみなしてはどうかとの意見があるが、これは、受講者を基礎課程修了者に限定すると平成13年度は専門課程受講者は誰もいなくなること等の理由から、研修受講資格について例外的に基準を緩和するために設けられたものであり、サービスの質を担保するために設けられた管理者等の研修受講義務とはそもそもの趣旨が異なるため、「相当する知識技能を有する者」とみなされた場合であったとしても、そのことをもって基礎課程の修了者とみなすことはできないので御留意願いたい。

2. なお、従来都道府県等が行っていた痴呆性老人処遇技術研修等の修了者については、次の条件を満たす場合には、実務者研修基礎課程を受講した者とみなして差し支えない。

(1) 上記1の通知において示された標準的なカリキュラムと同等かそれ以

- 上の研修を受講したと当該都道府県等において認定していること。  
(2) 上記研修の受講後も、引き続き痴呆介護の実務に従事していること。

3. また、実務者研修専門課程及び痴呆介護指導者養成研修の修了者については、実務者研修基礎課程を受講した者とみなして差し支えない。

#### 福祉用具貸与

##### 【福祉用具貸与の対象となる体位変換器】

福祉用具貸与の対象となる体位変換器について、「専ら体位を保持するためのものは除かれる」とあるが、これは、体位の保持にも用いることができ、かつ、身体の下に挿入することが容易にできるような工夫を施す等により、体位の変換が容易にできるようにするものを排除するものではないと解してよいか。

(答)

当該ただし書は、まくら、座布団等、通常専ら就寝や安息のための用途に供されるものを除外する趣旨である。従って、使用法によっては体位の保持の機能を持つものであっても、身体の下への挿入が容易で、かつ、挿入後も形態が崩れないなど体位の変換に容易に活用できるものであれば、対象となる。

#### 住宅改修

##### 1 【段差の解消に伴う付帯工事の取扱】

脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置（住宅改修に係るものに限る。）を行ったが、浴室床が上がったために行う次の(1)から(3)の工事について、住宅改修の段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととして良いか。

- (1) 水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなった。この場合の水栓の蛇口の位置の変更。
- (2) 浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合（右図）の浴槽をかさ上げするなどの工事

(3) 上記(2)の場合、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合、浴槽の改修又は取替えの工事。

(答)

(1)から(3)いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。

## 2【段差の解消の取扱い】

昨年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替えも「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。

(答)

浴槽の縁も、玄関の上がりかまち框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。

## 3【住宅改修における利用者負担の助成】

介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工業者から利用者負担分(施工費用の1割)の全部又は一部について、助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取扱い如何。

(答)

介護保険法上、住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の90/100に相当する額とされている。即ち、住宅改修の代金について割引があった場合には、当該割引後の額によって支給額が決定されるべきものであり、施工業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなる。

なお、施工業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様である。

## 福祉用具購入

### 1【福祉用具購入費の支給】

平成12年度に福祉用具の引渡しを受け、平成13年度に代金を支払い保険給付を請求したケース

平成12年度に福祉用具の引渡しを受け代金も支払ったが、保険給付の請求は平成13年度に行ったケース

などが考えられるが、限度額管理はいずれの年度において行われるか。

(答)

介護保険法第44条においては、福祉用具を購入したとき、すなわち代金を完済したときに保険給付の請求権が発生し、当該購入した日(代金を完済した日：実務的には領収証記載の日付)の属する年度において支給限度額を管理することとされている。

したがって、ケースは平成13年度において、ケースは平成12年度において、それぞれ限度額管理が行われる。

なお、ケースにおける保険給付は、会計支出上は平成13年度のものとなる。

保険給付の請求権の消滅時効については、保険給付の請求権の発生時(代金を完済した日)の翌日を起算日とする。

(参考)介護保険法(抄)

(居宅介護福祉用具購入費の支給)

第44条 市町村は、居宅要介護被保険者が、入浴又は排せつの用に供する福祉用具その他の厚生労働大臣が定める福祉用具(以下「特定福祉用具」という。)を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。

2 (略)

3 居宅介護福祉用具購入費の額は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の100分の90に相当する額とする。

4 居宅要介護被保険者が月を単位として厚生労働省令で定める期間において購入した特定福祉用具につき支給する居宅介護福祉用具購入費の額の総額は、居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の100分の90に相当する額を超えることができない。

## 2【本人又は家族等が製作した浴室内すのこの等の取扱い】

浴室内すのこの等、既製品では対応できない特定福祉用具購入費に係る福祉用具を本人又は家族等が製作した場合、「居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給について(平成12年3月8日老企第42号老人保健福祉局企画課長通知)」3.(4)被保険者自らが住宅改修

を行った場合と同様に、材料の購入費を支給対象として良いか。

(答)

材料の購入費を支給対象として差し支えない。

なお、特定福祉用具購入費において、本人又は家族等以外が製作したオーダーメイドの福祉用具についても、支給対象となる。この場合、材料から製品が出来上がるまでの費用(材料費から加工・組み立て費まで)が支給対象となる。

### 重要事項説明書の電子化

#### 1【運営基準の改正内容】

平成13年厚生労働省令第36号において、事業者・施設の運営基準が一部改正され、重要事項説明書に関する条文が追加されているが、重要事項説明書に記載すべき内容などについて何らかの変更があったのか。

(答)

今般の運営基準の改正は、政府において、書面の交付等を義務付けている法令について、書面に代えて、電子メール等の電磁的方法によって交付しても当該法令に違反しないようにするための改正を、可能な限り一括して、省庁横断的に行うこととされたことを踏まえて行われたものである。

したがって、重要事項説明書についても、書面に代えて、利用申込者又は家族の申出、承諾等一定の要件の下に、電子メール等の電磁的方法によって交付しても運営基準に違反しないこととはなるが、記載内容等に何ら変更を及ぼすものではない。

#### 2【電磁的方法による交付】

利用申込者又はその家族から重要事項説明書を電磁的方法により提供して欲しい旨の申出があった場合に、これに応じず書面により交付しても、運営基準に違反しないものと解してよろしいか。

(答)

今般の運営基準改正は、「電磁的方法により提供することができる」旨を規定したものであり、利用申込者又は家族からの申出があった場合における電磁的方法による提供を義務づけるものではない。したがって、事業者・施設は、当該申出に応じなくても、運営基準違反とはならない。

#### 3【電磁的方法による交付の際の承諾】

重要事項説明書を電磁的方法により提供する場合は、利用申込者又はそ

の家族の承諾を得ることとされているが、この承諾は事後承諾でもよいか。  
また、書面による承諾が必要か。

(答)

事業者・施設は、重要事項説明書を電磁的方法により提供する場合には、あらかじめ、利用する電磁的方法の内容（電子メール、ウェブ等）及びファイルへの記録の方式を明示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないものである。

#### 4【具体的な方法】

認められる電磁的方法が運営基準に列挙されているが、具体的にはどのような方法を指すのか。

(答)

使用することが認められる電磁的方法は、次のとおりである。（以下においては、重要事項説明書の交付を行う事業者・施設又は承諾書等の交付を行う利用申込者若しくは家族をAとし、これらの書面の交付を受ける者をBとする。）

Aの使用に係る電子計算機とBの使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（具体的には、電子メール等を利用する方法を想定しているもの）

Aの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項等を電気通信回線を通じてBの閲覧に供し、Bの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項等を記録する方法（具体的には、ウェブ（ホームページ）等を利用する方法を想定しているもの）

磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項等を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項等を記録したものを交付する方法

なお、～の電磁的方法は、それぞれBがファイルへの記録を出力することにより書面を作成する（印刷する）ことができるものでなければならない。